

# 「港湾を兵站基地にするな！」 「港湾労働者と戦争を考える」⑦

『ええかげんにせえ！』岸田政権(怒)  
退職金増税までやるか！

2023年6月30日開催  
の政府税制調査会(首相諮  
問機関)は、社会保険料上  
乗せと扶養控除縮小に続  
き、とうとう退職金増税ま  
で切り出してきた！

これは明らかに軍事費拡  
大によるしわ寄せであると  
我々はみるべきだ。  
いま、この政権は「狂っ  
ている」とさえ言いたいの  
と思うのは言いすぎだろうか  
？着々と戦争ができる国の  
準備を進めながら我々国民  
に対しあらゆる手で以て様  
々な増税や社会保障制度を  
大改悪することで凌ごうと  
しているのだ。

このことは国家権力を監  
視すべく制定された平和憲  
法を蹂躪し、我々港湾労働  
者を戦争の道具として使お  
うとし我々の職場を既に戦  
場と化すなか、加えて我々  
港湾労働者を含む国民に更  
なる重税や改悪で以て耐え  
忍ばねばならないことを強



要している。  
本来の国・政権とはなん  
なのか！  
我々の生命を究極的に脅  
かす『戦争』という道をひ  
た走りながら同時に我々の

生活の権利まで奪おうとす  
るのだ！  
いったいこの政権はなん  
なのか！  
国民の生命を奪い、国民  
の生活権利を奪う。このこ  
とが国・政権の仕事なのか  
！

よくぞまあ、こんな政権  
が存在するものだ！私は怒  
りをとおりに越し涙を流さ  
せてくる。  
しかし、この政権を生ん  
だのは誰か？  
これも我々国民の投票に  
よって生まれたのだ。  
元来私は立場上、選挙や  
投票やあまりいわないでき  
た。しかし、この平和憲法  
を蹂躪するという軌道を逸  
した政権を生んだ我々国民

も恥じるべきであるし、猛  
省すべきだ。  
ただ、全国港湾は違う。  
特定の政党を勝手に支援す  
るのではなく、立憲民主主  
義にたち且つ我々港湾労働  
者のためになりうる政党に  
対しあくまでも組織的に心  
援していかうという大枠方  
針を掲げている。  
今一度、全員で考えるべ  
きだ、この歴代政権でも最  
悪といふべき政権につい  
て、退場を迫る時だ。その  
ために全国港湾として組織  
を挙げて地道且つ行動的に  
「港湾を兵站基地にするな  
！」の取り組みの重要性に  
ついて再認識しよう。  
(全国港湾委員長代行・日  
港湾連委員長 竹内 一)

## リレー随筆

### 奇祭どろいんきよ祭

全国港湾教習部員の石渡  
地域でも花火大会や盆踊り  
などの祭りが行われている  
かと思えます。浴衣に花火、



かき氷や金魚すくい…。そ  
う、今回の記事は『祭りの  
祭り』と言っても冒頭のよう  
な祭りではなく、いわゆる  
『奇祭』であります。その  
名も『平方どろいんきよ祭  
り』。このどろいんきよ祭り  
は埼玉県上尾市の八枝神社  
で、毎年7月に開催される  
夏祭りです。これまで新型  
コロナウイルスの影響で中  
止になっていたのですが、  
今回4年振りに開催された  
ので見に行ってみました。

さて、本題の祭りですが、  
白木造りの装飾のない、無  
骨なお神輿を担ぎ、ソイヤ  
ッソイヤと掛け声を掛けな  
がら神酒所(みきしよ)と

呼ばれる民家の庭先を目指  
します。

神酒所にはあらかじめ水  
が撒いてあり、到着するや  
いなやお神輿を地面に転が  
したり、時には垂直に立て  
て勢いよく倒したりしなが  
らこねくり回し、しばらく  
したらまた別の神酒所へソ  
イヤッソイヤと何事もなか  
らで行きます。



こうして1年の悪疫退散  
や五穀豊穡を願い、お神輿  
を流してしまふ所など、  
見どころがたくさんありま  
す。

なお、平成23年には埼玉  
県指定無形民俗文化財に指  
定され、今なお継続してい  
る由緒正しきお祭りです。  
どろいんきよ祭りの本当  
の楽しみ方としては、遠方  
から見るとやはり最前

前号までの第9章「港  
湾労働者保障基金制度」  
を読み終え、今回から新  
たな章に進みます。第10  
章「安全・衛生・職業訓  
練・福利厚生」になりま  
す。第10章は職業訓練、  
安全・パトロール、危険物  
荷役、石綿対策など多岐  
にわたります。

最初は職業訓練と再教  
育の制度で、第44条の原  
文は次の通りです。  
第44条 職業訓練及び再  
教育の助成  
各港毎に公的機関(港  
湾貨物運送事業労働災害  
防止協会、港湾教育訓練  
協会等)を通じて行う訓  
練及び再教育については  
標準訓練費を定めて、そ  
の50%相当額を安定協会  
より助成する。  
第1項 再就職斡旋期  
間中で、再雇用のための  
訓練を必要とするものに  
対する訓練費については  
、標準訓練費の100  
%相当額を助成する。  
第2項 訓練及び再教  
育は、1984年度(昭  
和59年度)より実施する  
こととし、細目について  
は別途協議決定する。  
第3項 本条の適用対  
象者については、原則と  
して港湾労働者年金制度  
にもとづく適用対象者及  
びその他安定協会に設け  
た制度小委員会が協議し  
て決められたものとし  
る。

「職業訓練制度」を確認  
しています。この運営を  
行う機構が必要となり、  
1980年に任意団体とし  
て港湾労働者安定協会が  
設立され、5・30協定の  
具体的運営が行われるこ  
とになります。その後1  
985年に厚生労働省・  
国土交通省の共管法人と  
して財団法人港湾労働安  
定協会(理事・評議員は  
労使で構成が設立され  
教育訓練制度も含めた諸  
事業を担うことになりま  
した。  
教育訓練制度は、港湾  
技能研修センター(豊橋  
から神戸に移設)で港湾  
労働者が教育・訓練を受  
けた場合、その研修費・  
交通費などが当該労働者  
の雇用主(事業者)に助  
成される仕組みです。港  
運事業者が港湾労働者に  
教育訓練を行うことを支  
援するものです。  
研修センターの教育訓  
練には、港湾荷役科・ク  
レーン運転科・自動車運  
転科の3科31コースがあ  
ります。研修コースは、  
①港湾技能講習Ⅱフォー  
クリフトやクレーン運  
等、②技能向上訓練Ⅱガ  
ントリクレーンやスト  
ラウドキャリア訓練等、  
③実技教室Ⅱ揚貨装置実  
技講習等、④学科試験準  
備講習、⑤研修セミナー  
Ⅱ若年者研修・管理監督  
者研修等、⑥自動車教習  
Ⅱ大型・牽引の計6コー  
スで構成されています。  
研修コースは毎年実績に  
基づいてコースを拡充し  
ており、これは労働組合  
も参加する能力開発委員  
会で検討しています。  
研修助成金は①受講費  
助成金Ⅱ受講料の50%相  
当、②派遣費助成金Ⅱ訓  
練派遣中の人件費として  
1日5千円、③旅費助  
成金Ⅱ所属事業所から神  
戸市までの旅費の一部、  
これら三つの助成金が用  
意されています。  
研修は、コースによ  
って数日間、或いは長期間  
となる場合もあり、研修  
センターには食堂・談話  
室を完備した宿泊施設  
(個室・バス・トイレ・  
TV・WiFi完備)  
があります。  
22年度は前年度に続き  
コロナ禍の影響で一部の  
コースを中止せざるを得  
ませんでした。21年度  
を上回る1336人が受  
講(383人増し、研修  
助成金も総額で30%余  
りの増加となっています。  
各事業者や港湾労働者  
の訓練・研修のニーズは  
高まっています。同時に  
これにこたえるべく、研修  
メニューの拡充を図る一  
方でもより幅広く教育・訓  
練・研修を理解してもら  
う為にパンフレットや受  
講案内リーフの配布、各  
地区での安定協会の主催  
する講習会での研修セン  
ターの事業の紹介等の活  
動を推進しています。  
一つの産業として教育  
訓練施設を持ち、その促  
進のための助成金制度も  
備えて労働者の技術の取  
得・向上を図る例は他産  
業ではあまり見られない  
ものです。これも産別連  
動の大きな成果の一つと  
言えるのではないでしょ  
うか。  
今回は安全の課題に進  
んでいくことにします。

## 港湾産別協定④5

### ～職業訓練と再教育の制度～

原文では本則と1~3  
項の規定がありますが、